

# 書評

BOOK REVIEWS

矢野 眞和 著

## 『大学の条件』

——大衆化と市場化の経済分析

塚原 修一

### 1 刊行の意図

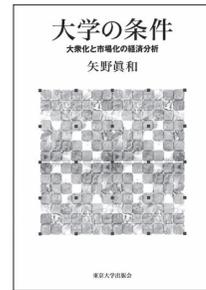
教育の経済学は、1960年代に発展した学際領域である。この領域には教育を研究対象とする経済学者と、経済学の接近法を用いる教育学者がつどいが、著者は後者である。初期の成果に『教育の経済学』（1982年）があり、この領域を表看板とした日本の研究者の第一世代にあたる。その著者が大学教員の勤務を終えるにあたり、区切りの作品として本書をまとめた。

「まえがき」によれば、刊行の意図は次のようである。世界の大学は大衆化と市場化の渦に巻き込まれ、各国の大学政策は教育機会の平等化、学習の効率化、雇用の効率化の3つを課題としている。日本では「大衆化に反対/市場化に賛成」という勢力が、客観的な判断基準や証拠もなく独り歩きしているが、経済的分析の結論は「大衆化に賛成/市場化に反対」となる。しかも、大衆化による大学の拡大は雇用の効率性からみて有利な投資であり、平等化と効率化をともに実現できる。日本の大学が、大学らしくなる条件は何かを冷静に考え直してほしいという。

### 2 本書の概要

本書は、序章、第Ⅰ～Ⅲ部、終章からなる。第Ⅰ部「なぜ大学に進学しないのか——『家族資本主義』の限界」では教育機会の平等問題を、第Ⅱ部「雇用効率と学習効率の接続——大学教育の経済効果」では教育と雇用の効率性問題を扱い、第Ⅲ部「ポスト大学改革の課題——経営と政策のシナリオ」では分析結果の政策的含意を論じる。各章の概要は次のようである。

序章では本書の目的を述べる。明治以来、日本には国家のための大学（帝国大学など）と、個人のための高等教育機関（私立の旧制専門学校など）が共存し、そのことが国民意識にも定着している。ところが近年



●東京大学出版会  
2015年12月刊  
A5判・274頁  
本体3800円＋税

●やの・まさかず  
東京工業大学名誉教授

は、知識経済の潮流によって大衆のための高等教育がもたれられ、公と私の新しい境界線が必要になった。そこで、本書では日本の戦後を対象に、高校生の進路選択と大学生の雇用について経済的分析を行う。

[第Ⅰ部] 1章では分析の課題を整理する。予備的な分析によれば、生涯所得の現在価値を最大化する学歴は大学卒である。それゆえ大学進学率が5割にとどまる現状は奇妙であり、大学に進学しない理由に注目する。2章は大学への進学需要の時系列分析である。1966～2012年の男子を対象とした経済モデルの説明力は高く、主要な説明変数は所得、授業料、大学合格率である。3章は高校生と保護者を対象とした2005年の全国調査の分析である。高校生の進学需要は、家計所得より親の学歴と子の学力に強く規定される。

4章は専門学校への進学需要の時系列分析である。専門学校への進学率が上昇するのは、大学合格率が低いとき、若年失業率が高いとき、大卒者と高卒者の賃金格差が拡大したときである。5章では社会階層と移動に関する全国調査（SSM調査、2005年）を分析する。大学進学を規定する要因は、3つの家族資本（親の学歴＝文化資本、家計所得＝経済資本、子の学力＝学習資本）である。6章は第Ⅰ部のまとめである。大学進学率を5割にとどめる要因は、家計所得の停滞と3割

にのぼる専門学校への進学層の存在である。

[第Ⅱ部] 7章は大学教育の雇用効率の分析である。先行研究によれば米国における教育の収益率は1950～70年代に低く、80年代から上昇に転じた。OECDの統計によれば、高卒者と大卒者の相対所得と失業率において、大卒者が高卒者より優位にある。SSM調査によれば、教育年数の収益率（教育期間の長さが所得に及ぼす影響）は、学業成績が上・中・下位の各層に同程度にみられる。これらの原因は、スキル偏向的技術進歩（後述）が大卒者の労働需要を高めることにある。一方、教育の成果よりも入試による選抜に注目するスクリーニング仮説は、1950～70年代の説明には適切であるとしても、80年代以降にはあてはまらない。

8章では大学教育の費用負担と受益の関係を分析する。日本の大学教育は、私的収益率、財政的収益率、社会的収益率がいずれも高く、社会的収益率は6%をこえる。とくに私立大学は、本人の私的収益率より所得税の増加による財政的収益率が大きい。9章では大学教育の何が収益率を高めるかを検討し、卒業生調査から「学び習慣」仮説を提唱する。この仮説は大学別の分析においても成立するが、大学で経験した学びの習慣を卒業後も継続する場合に所得が高まる。

[第Ⅲ部] 10章では大学と企業の間を概観する。大学の 대중化は主要国に共通するが、日本の特徴は、入学者の大半が18歳であり、親が学費を負担して、卒業率が高いことである。これらは日本的雇用システムと連動して是正しにくい、学費負担が変化の糸口となり得る。11章では大学改革を概観する。日本の大学改革は1991～2004年に進行し、それ以降は大学経営の時代になった。その重要課題はカリキュラムの組織化である。大学における教育と研究では冒険（失敗を恐れずに冒険し、失敗に学ぶこと）が大切であり、それには時間と仲間が不可欠である。

終章では本書の結論を述べる。日本の大学論の焦点を資源配分に移し、需要側からの政策を強化する必要がある。大学が経営革新によって教育の質的向上をはかり、政府は教育投資を拡大して学生数の増加と社会的属性の変更をすすめるという、経営と政策の協調を提起している。それが経済の平等化と活性化を促進し、社会病理を減少させるであろうと述べている。

### 3 考察

本書で用いたデータは信頼性が高く、著者の分析力には定評があることから、各章の結論は大筋では正しいと思われる。7章の「重大な欠落」という項では、本書の主な分析対象は男子の常用の一般労働者であるが、今後はデータの制約を克服して非正規雇用者を分析したいとする。また、専門学校・短大・大学院と性別の分析が盛り込めなかったとして補足がなされた。それによれば大学院（主に理系か）の収益率は大学より高い。修士の初任給は、大卒者の3年目の給与と同額とする企業が日本には多い。大学院教育は入社時には評価されないが、入社後は評価されている。

#### (1) 収益率の源泉

本書によれば、大学教育の高い収益率は、入試による選抜の結果ではなく教育の成果である。収益率の源泉となる大学教育の成果について、本書には2つの説明がある。そのひとつは学び習慣仮説であるが、これは生涯学習の実践にほかならない。生涯学習の重要性は早くから世界で叫ばれ、文部省の学習指導要領にも、学習意欲や自己学習力の育成（1989年）、生きる力の育成（1998年）が盛り込まれて今日にいたる。もっとも、高校までの学校における自己学習は与えられた内容の記憶や理解が中心であろう。大学で経験する能動的学習の継続が、収益率を高めると考えられる。

もうひとつはスキル偏向的技術進歩である。技術進歩には、生産性を向上させるとともに、新技術を活用するスキルをもった労働力の需要を拡大するという性質がある。そうした労働力の代表例が大卒者であり、それを供給する速度が技術進歩によるスキル需要の拡大を上回れば社会は平等に向かう。これについては、経済のグローバル化によって低スキル労働による生産が海外に流出し、高スキル労働による生産が先進国で比較優位になったという可能性もあるが、産業別の分析によって棄却された（156-160頁）。

教育と研究の場である大学では、社会や学術の最新動向をふまえた教育が行われ、それが新技術への学生の親和性を高め、新技術を活用するスキルの修得をうながすと考えられる。なお、一般に新技術は急速に変化するもので、それにとまって新技術を活用するスキルも変化するであろう。すなわち、このスキルの維

持向上には、大学で修得したのちに学習を継続する必要がある、ここでも学び習慣がもためられている。

## (2) 大学進学拡大

大学教育の収益率が高いことは、著者が執筆した学術論文などにより関係者には知られていた。しかし、この知見は広がらず、日本の国民意識と政策論議の双方に受容されていない。家計所得の停滞を克服する手段のひとつはアルバイトであるが、最近の大学は授業の出欠管理や教室外学習（宿題など）の要求がきびしく、学生が副業に多くの時間をあてることは難しい。学生支援策の充実がまたれる。

進学率を高める外国の政策として、英国は所得連動型の貸与奨学金を2006年に導入した。年収が約300万円までの卒業生は返済が免除される。米国は「成果にもとづく教育（competency based education）」を、2013年から連邦奨学金の受給対象とした。この課程では卒業要件のうち在籍期間の部分を緩和し、学習成果を達成したと評価された者には、科目履修の完了をまたずに単位を授与する。それによる在籍期間の短縮と学費負担の軽減が期待されている。

本書の7章では大学型と非大学型の高等教育が比較された。非大学型とは実践的職業技能を養成する短期

の課程をさす。失業率と相対所得の分析によれば、ドイツとフランスの失業率を例外として、非大学型より大学型が優位にある。近年、日本では職業教育が注目をあつめ、専門学校に職業実践専門課程を創設して、企業等と連携した教育が奨励された（2013年）。実践的な専門職業人材を育成する、職業専門大学の制度化も答申された（2016年）。これらの職業教育課程が、新技術を活用するスキルや学び習慣の育成をともなうようになれば、よりよい成果が期待されよう。

## 4 おわりに

研究書は既刊の学術論文をまとめてつくられることが多いが、本書では3つの章にとどまる。そのためか語り口が論文調ではなく柔らかく、統計的な係数の意味が文中で説明されるなど、ていねいで読みやすい。とはいえ、本書の内容は多くの読者にとって刺激的であろう。本書に述べられた結論の実現と、未開拓の研究領域である「教育と経済」の発展を祈念したい。

つかはら・しゅういち 関西国際大学教育学部客員教授。高等教育論・科学技術社会論専攻。

西谷 敏 著

# 『労働法の基礎構造』

野田 進

## 1 本書の概要

本書は、労働法学における「基礎理論」を論じる書物である。基礎理論とは、「総論」とは異なり、基礎法学的な論点を体系的に理論化する試みと理解される。労働法学においてこうした理論作業は、その必要性を意識されながらも、これまではほぼなかったし、今後もあることはない（出すことができない）であろう。その意味で、本書の出版自体が労働法学の理論史における一つの「事件」であり、時代を画するものである。



●法律文化社  
2016年6月刊  
A5判・338頁  
本体4000円＋税

●にしたに・さとし  
大阪府立大学名誉教授。

本書の重要性を確認した上で、まずは、そのコンセプトと構成を紹介しておこう。本書は全12章からなり、各章のタイトルは、第1章 労働法の本質と発展／第2章 市民法と労働法／第3章 民法と労働法／

第4章 労働法の基本理念／第5章 労働法における公法と私法／第6章 労働契約と労働者意思／第7章 「労働者」の統一と分裂／第8章 労働組合法／第9章 労働法における法律、判例、学説／第10章 労働法の解釈／第11章 労働関係の法化と紛争解決／第12章 労働法の将来、である。

このように多彩な内容を含んでいるが、それらを大括りにすると、ほぼ3部構成と考えることができる。第1部は、「総論」に当たる部分であり、第1章と第2章で労働法の本質論とその理論史的考察がなされる。第2部は、労働法の広い意味での自己確認というべき作業であり、第3章から第8章あたりまでをそれと捉えたい。すなわち、労働法の位置づけ、基本理念、労働者意思論、主体（労働者概念）論、団体（労働組合）論等について、全体として、労働法がもつ独自の役割や固有の理念を強調する立場から、その主張が展開される。第3部は、第9章から第11章であり、表現は難しいが労働法学の実践論的な課題とみることができ、労働判例に対する学説の姿勢、労働法における法解釈の分析、法化論と紛争解決論が論じられる。なお、第12章は文字通り「将来」論であるが、本書全体の締め括りの色彩を帯びる。

各章は、いずれも見逃せない論点を含み、その説示は常に論争的であるが、以下では各部における中心論点にフォーカスを絞り、それへの評者なりの感想を交えて論じることとし(2)、その上で、西谷労働法学の何たるかを考えたい(3)。

## 2 各部での論点批評

### (1) 第1部：総論

第1章の冒頭でまず注目されるのは、「労働法の基本的性格」の提示である。すなわち、労働法は労働者保護法および団結権保障法のいずれにおいても、「使用者による単独決定の規制」であることを出発点としている。この「使用者の単独決定」論は、本章で繰り返し述べられており、さらに「労働者保護法と団結権保障法は、外見上、国家による労使関係への介入と不介入という正反対の性格をもつが、使用者による事実上の単独決定の規制という客観的意義において共通する」(7頁。ジンツハイマーの立場であるとされる)。この認識は、本書全体の基盤となる重要なメッセージ

であろう。

しかし、もし評者が、「労働法の基本的性格」という同じ問題に返答せよと言われるならば、「使用者による単独決定」とは言わず、「労使間の約束や合意による決定」とまずは解答するであろう。そして、その合意の形成や履行が従属労働性により歪められるのを是正するのが労働法の役割である、と。本書が、「使用者による単独決定の規制」と言い切ってしまうのは、現実的で率直な認識である。たしかに労使間合意と言っても、虚偽的であり、後に論じられるように(第6章)、「合意」はしばしば使用者支配の道具でさえある。しかし、それでも合意の原則をタテマエとしていったん了解して受け入れ、合意の拘束力に依拠してその実質化を図ろうとする(論者によって程度の差こそあれ)のが、現在の労働法学の共通理解ではないか。その「約束ごと」を丸ごと疑うことから、本書は出発している。

第2章では、1960年代に繰り広げられた労働法学批判(法社会学論争)、および1970年代以降の現代市民法論の展開が論じられ、それらを通じて、戦後に出発した労働法学の基礎法学的位置づけ、および社会学的位置づけに関する議論が展開される。現在の労働法学の現役研究者の中で、こうした論争に同時代的に接したのは、著者の世代が最後だと思われる。本書の目的の1つが、「労働法の形成を目指す基礎理論の解明に情熱を燃やした先人たちの業績を、現在の時代状況との関連で位置づけ直して、今後の議論への橋渡しにしたいという気持ち」(はしがき)によることが、最も表現された部分である。

しかし、その「橋渡し」であるが、こうした論争を経過して、労働法学の法律学の中での位置づけがそれなりに定まったまさに現在、その基盤がみずからの足下から崩れつつあるように思われる。著者もおそらく感じておられるように、グローバリゼーションと情報通信の発展という環境の中、労働法は社会の中で独自の居場所を失いかねない状況にある。その新たな危機的状况を意識しつつ、本章は読まれるべきであろう。

### (2) 第2部：労働法学の自己確認

第3章以下では、労働法学の自己確認の議論がより具体的な形で展開される。労働契約等をめぐる紛争について、労働法の中に解決規範が存在しない場合、私

たちは民法の一般規範に依拠して解決を導くべきか。それとも労働法独自の理念を背景にした解決規範を定立すべきか。この問題は、乏しい労働実定法しか持たないわが国労働法では、頻繁に突きつけられる切実な課題である。第3章は、ドイツ法とフランス法の対照的な発展経緯を紹介した上で、わが国での議論を、①労働法＝特別法論、②原理的対立論、③相互・浸透融合論に分類する。そして、「労働関係を想定したと解される民法規定が存在しない場合には、むしろ法の欠缺を正面から認め、労働法理念のスクリーニングをかけつつ民法その他の諸条項を参照して、法創造に努める」(80頁)というのが、著者の立場である。これこそは、本稿で後述するように、労働法解釈における *travailleiste* の立場に他ならない。

それでは、契約法を修正すべき労働法独自の基本理念とは何か。これを提示するのが、第4章である。同章では、「労働者・国民の意識の変化」を考慮すべき理念、生存権の理念、人間の尊厳の理念、自由と自己決定、平等と差別禁止、および労働権とディーセントワークの理念といった内容が提示される。これらは、著者がこれまで多くの著作と論文で構築してきた諸原則が集約されたものである。ここで提示された理念をめぐる議論、特に自己決定論に対する批判と再批判や、「自由の理念への逆風」論は読み応えある内容となっている。

なお、評者の上記の立場(合意論)からすれば、曲がりなりにも前提とすべき労働契約における合意が、これらの基本理念によって修正される法的契機の説明が不可欠である。当事者意思に、生存権や人間の尊厳の理念がどのように関わり、いかなる解釈手法で修正されるのかが常に気になるのであり、評者はそのような気懸かりの中で本章を読んだ。

第5章・第6章では、そうした気懸かりに応える解釈技術が論じられる。すなわち、第5章は、わが国の特に労働判例における「公法・私法二分論」に対して批判論を展開し、さらにその延長上で労働者保護法の私法的効力が論じられる。第5章の議論は興味深く、評者もまた基本的に賛同したい。フランス労働法でも公法・私法二分論はほとんど意味をなさないが、それは労働法の禁止規定違反の私法的効果(制裁)が、損害賠償または法定の金銭賠償であるからでもある。こ

のように法違反の効果論からさかのぼって論じる視点も必要と考えた。

第6章で最も注目されるのは、本章の結論部分で、労働者の個別合意の認定に関して、「判例が求める労働者の『自由な意思』とは、労働者の『納得』を意味すると解すべきではないだろうか」としている点である(180頁)。第4章の基本理念からすれば、そうした見方もあり得るのかもしれないが、評者は「判例が求める」という側面、すなわち判例法理の読み方としては賛成しがたい。一般に、判例が当該事件で労働者の「自由な意思」によるかを問題とするのは、本年の最高裁判決の事案(山梨県民信用組合事件(最2小判平成28.2.19))に典型的であるように、平常心のある労働者の判断としては考えられないような巨額の退職金放棄という不利益に「同意」をした場合である。判例が、そうした特殊事案を超えてより一般的に、労働者の「納得」を要件としているとまでは解しえないのではない。逆に、労働者が決して「納得」はしないけれど、会社の存続や自分の今後のキャリアも考えて不利益に「同意」したような場合には、その効力は否定されるべきだろうか。

本稿に許された紙幅が限られているので、「労働者」の意義について論じる第7章と、「労働組合」について論じる第8章についての感想・批評は割愛する。

### (3) 第3部：労働法学の実践

第9章は、労働法学に携わる私たちの多くが、日ごろ感じていることが、理論として明快なかたちで提示され、胸のすく思いである。まず、「立法と司法の役割分担」に関しては、次のように論じられる。労働法における司法の役割がわが国の労働立法における立法怠慢を前提に重要になるところ、判例は、「日本的雇用慣行の現実を強く意識して、場合によっては契約法理からの逸脱をいとわず、最高裁が現実的と考える法理を形成してきた」(258頁)。すなわち、労働判例の果たした役割とは、何らかの原理に基づく法理形成というものではなく、日本的雇用慣行への強い支持のもとでの安定した企業運営の保全という徹底した実務志向と言えよう。そして、近年の労働法学では、「判例と学説」が接近してきたとみられるが、それは「学説が判例に近づいた」のであり、学説もまた、「実務優位・法学軽視の一般的傾向」「実務重視の風潮」「判

例実証主義」(267頁以下)に走っている。判例「の転換を促す根源的な問題提起が学説の側からなされないとするれば、それは学説の怠慢というべきではないだろうか」。

この著者の危機感を、評者は共有する。現在、労働法学の新講座(「労働法の再生」)の編集が進行中であるが、著者は編集委員として、そこに編さんされる論考が、「研究」にほど遠い判例実務解説になることを危惧している。ただ、特に若い労働法研究者の「実務重視の風潮」も、結局は求めるべき規範が、わが国では判例しかないことの現れかもしれない。立法の怠慢と労働運動の停滞の中で、自分の研究が立法にも労働運動にも役立たないとしたら、せめて判例実務に目を向けるしかない。問題の根は深いようである。

第10章は、労働法の解釈について、特に利益衡量論を中心に論じられている。労働法における労働判例の変幻自在な解釈手法を分類した上で、一貫した法解釈の方法の欠如というよりも、「判例は全体として利益衡量論という法解釈の方法を自覚的に選択している」と結論づけている(292頁)。注目すべき指摘であり、それはわが国判例の上記「実務志向」と軌を一にするものであろう。

第11章は、前半ではわが国の労働法における(特殊)法化論、後半では紛争解決論が論じられている。後半の紛争解決論に関しては、評者は著者の見解に違和を感じる部分が多い。が、これに関しては本書の本筋ではないこともあり、別の機会にご教示願いたい。

### 3 西谷「基礎構造」論の立ち位置

以上、駆け足で、本書のほぼ全体を見渡してきたが、本書全体の評論として、西谷「基礎構造」論の位置づけという観点で見直したい。すなわち、評者は、労働法学の法理の位置づけを複数の指標で絞り込む分析を試みたことがあり(拙稿「労働契約法と債権法との関係性」『日本労働法学会誌』123号, 2014年)、これを西谷理論に当てはめてみたい。

まず、西谷労働法学は、プロレーパー(労働者寄り)と指摘されることがあり、たしかに個別の解釈帰結はそうであることが多い。しかし、とりわけ今日、プロレーパーであるか否かの指標はほとんど意味をなさなくなった。法規制にあれば無関心であった保守政権

が、一転して「同一労働同一賃金」や「働き方改革」等の規制を謳う時代状況である。プロレーパーであるか否かは、どのようにも変わりうる政策的な仮面にすぎず、とりわけ理論研究にとっては重要でない。

これに対して、労働法の解釈のあり方について、労働法の独自性を強調する立場(travailleiste)と労働法を民法の特別法と考える立場(civiliste)とに分けるとすれば、西谷法学は紛れもなく travailleiste である。それは、上記引用の第3章の結びに現れているし、労働契約における合意論への消極的な見解(第1章、第6章)からも明らかである。「独自の原則が支配する労働法という海域に浮かぶ島であり、島の存在しないところでも労働法の基本原則が妥当しなければならない」との立場(296頁)も鮮明である。西谷法学においては、契約法に還元される合意論よりも、使用者の単独決定を規制することのできる、労働法独自の理念に支えられた自己決定論の方が優先する。

さらに重要なのは、労働法学への姿勢や方法において、理念や理論を徹底させる理論志向(théoricien)と、企業実務を尊重し安定した企業運営を重視する実務志向(praticien)との対比である。この対比において、西谷労働法学は徹底した理論(反実務)志向である。それは、とりわけ第9章と第10章で鮮明に現れている。労働法の理論が、企業実務や労働政策の具に墮してそれらに左右されるのではなく、ディーセントワーク理念等を中核とする労働法独自の法理を追求する立場であると言えよう。

こうした、労働法独自の理念の実現を強い理論志向で追求する毅然とした立場には、評者も大いに共感を覚える。しかし、そうした立場だけで、労働法の存在価値を維持できるだろうか。労働法には、そのように不可変的な価値という側面とともに、他方で社会経済の変化や人々の意識の変化に応じて柔軟に対応すべき可変的な価値の側面も共存する、アンビバレンスの価値体系ではないだろうか。フランスのG.リヨン=カンは、晩年の著作でそのことを教示した(G. Lyon-Caen, *Le droit du travail: une technique réversible*, 1995)。そのような可変的側面では、企業実務や政治状況に応じて、時には使用者の単独決定に利するような法理論を提供すべき場合もあり得よう。労働法は、不変的価値を追求するとともに、状況に応じて多様な価値をも

抱きかかえることができる。むしろそのことが、労働法理論が理論として「持続可能」であるための生命線と考えられるのである。

最後に、本書の読後感を率直に述べると、それは知的な興奮である。本書の展開する問題提起とその分析、その分析を支える豊富な情報と資料、読者はその

重厚な理論展開について賛同したり反発したりしつつも、総じて知的な刺激を楽しみ耽読することになる。労働法に関わる人たちは、ぜひ読まれたい。

のだ・すすむ 九州大学名誉教授。労働法専攻。

辻 智子 著

## 『繊維女性労働者の生活記録運動』

——一九五〇年代サークル運動と若者たちの自己形成

北河 賢三

### 1 本書の概要と特徴

四日市の東亜紡織泊工場に働く女性労働者たちによって1950年代につくられた「生活を記録する会」(とその前身)の生活記録は、先駆的な生活記録運動の成果として知られる。著者は卒論の作成を機に、同会のリーダーだった澤井余志郎やその後も存続してきた同会の人びとと知り合い、交流は20年余に及ぶという(あとがき)。その間、著者は、会の生活記録文集の集成である『紡績女子工具生活記録集』全12巻(日本図書センター、2002・2008年刊)の編集にも携わっているが、本書はそうした努力のなかから生み出された成果である。

本書は、序章、第一～五章、終章、および14種の巻末資料(62頁)などから成り、全体で500頁に及ぶ。以下に、各章の要点を簡単に記す。なお、著者は当事者の用語に準じて、第一章以下では「生活記録」ではなく「生活綴方」を用いている。

序章 ①(第1節、以下同様に節を表す)生活記録と生活記録運動の説明、②先行研究の一覧とコメント、③本書の「目的と方法」の提示。第一章「生活綴方の始まり——一九五二年頃まで」①1946年に結成された泊工場労組文化部機関誌の文芸趣味から「働くもの文化創造」志向への転換、②50年の労組文化サー



●北海道大学出版会  
2015年11月刊  
A5判・504頁  
本体9000円+税

●つじ・ともこ  
院准教授。  
北海道大学教育学研究

クルの発足と、澤井が目した『山びこ学校』の読書を通じての生活綴方への関心の高まりやうたごえ運動の広がり、③労働者たちの出身・年齢・学歴、生い立ちと意識および工場での労働・生活環境、④生活綴方への取り組みと文集『私の家』の完成およびその反響。第二章「生活綴方の広がり——一九五二～五三年頃」①女性たちが劣悪な察の環境や工場の学園に不満をもち、批判を公然と記録するようになったこと、②鶴見和子、国分一太郎や綴方教師など外部の人たちとの交流ならびにメンバーの読書・鑑賞した映画の紹介、③鶴見和子の泊工場来訪および労組婦人部の「母の歴史」への取り組みと文集『私のお母さん』『母の歴史』の完成、④生活綴方にみる「母の歴史」への同情と批判、「新しい」女性としての生き方の模索。第三章「生活綴方の困難——一九五〇年代半ば」①会社側と労組幹部による生活綴方攻撃(著者は攻撃を批判と記している)・切り崩しと澤井の解雇および労務管理の強化、②圧迫に対して会のメンバーが結束し生活綴方を公表することで「書くことの力」を示したこと、知識人の協力による単行本『母の歴史——日本の女の

一生』（河出新書，1954年）『仲間のなかの恋愛』（河出新書，1956年）の刊行，③書くことによる自己省察・自己変革と労働者階級意識の自覚および「あたりまえのことが，あたりまえでとおるように」という権利意識の形成，④仲間同士の恋愛がサークルの危機をもたらすが，それを「あたりまえのこと」として認め合うに至ったこと，および農村青年との交流の意義。第四章「女性労働者の葛藤と模索——一九五〇年代後半～一九六〇年代初頭」①「なかまのなかの結婚式」が仲間たちに結婚式についての課題を浮き彫りにさせたこと，②結婚や「適齢期」を控えた女性たちが自らの人生を切り開いていこうと葛藤するさま，③農村に帰るだろう女性たちが「進歩的百姓娘」（澤井）として生きることの模索，「進歩的」男性指導者の女性観に対する懐疑と批判，④会のメンバーは58年操業短縮と解雇（一時離職）の対象となるが，一時帰休組は農村の，残留組は工場の実情を綴ったこと，⑤澤井解雇無効訴訟の勝訴および帰休組復職後のサークル活動と仲間たちの退社まで，⑥補説「一九五〇年代の繊維女性労働者とその意識」。第五章「一九六〇年代以降のサークルと仲間たち」①会のメンバーが退社後の65年から「五年目ごとのつどい」をもち通信・文集を発行し続けたこと，60年代以降の仲間たちの足跡の概観，②退社後の女性たちの結婚のいきさつと結婚後の生活と意識，③女性たちが半世紀以上にわたって書くことが難しいなかで書き続けてきたことと，その意義。終章 ①本論のまとめ，②今後の研究に向けた課題の提示。

以上のように，本書では1950年前後の労組文化サークルおよび「生活を記録する会」（有志サークルとしての発足は1955年1月）の活動から，2000年代までの会員の動向が順次たどられている。サークル・労組関係の資料がこれほど保存されているのは，澤井余志郎の寄与によるとともに，会が存続してきたからなのだろうが，著者はそれらを駆使してサークル・労組・会社の動向や会員たちの生活と意見・意識を詳細に描いている。くわえて，会のメンバーの読書・映画鑑賞歴，『青年歌集』掲載歌などが付され（巻末資料），本文には100点余の写真相が掲載されていて，時代状況と文化的雰囲気伝えることに意が注がれている。

また，多くの資料を延々と引用し，しばしば傍線を

付して注意を促していることも，本書の特徴である。著者は，社会教育的「実践把握に関する問題意識の自覚から，……従来のような論文形式からあえて逸脱し，実践の流れと実践者の視点に即して具体的な記述を試みようと考えた。……安易な要約や部分的な切り取りをあえて行わないことによって，実践を描くことに力を注いだ」（26頁）と述べている。「内側からの視点で」（28頁）「実践」を描くことが肝要で，そのためには長編のモノグラフィーにならざるを得ないというのが，著者の主張である。

内容面では，第三・四章で恋愛・結婚問題を重視して論じ，第五章でも「女性たちの結婚とその後」を取り上げているのが特徴で，その点は重要だと思う。当時の若い女性たちのその後の人生にとって，恋愛・結婚問題はとりわけ切実だったからである。「生活を記録する会」を支援した日高六郎は，50年代に世論調査や生活記録を取り上げ，また集会で人々の発言に接してきた経験から，「家族制度とか，恋愛，結婚とか，教育とか，政治とかいうような社会的事象について態度調査をしてみると，性や年齢による意見のちがいが，たいていの場合（とくに農村では）ははっきりあらわれてくる。〔中略〕一般に性と年齢の差が個人の社会的態度に及ぼす影響は，欧米諸国よりもずっと大きい」と述べているが（『戦争体験と戦後体験』『世界』1956年8月），女性と青年において，家父長制的家族規範や地域社会・職場の圧力がとりわけ大きいのしかかり，その下での葛藤を発条として生活記録が書かれたといえるであろう。

## 2 感想と意見

著者は序章で，7頁に及ぶ生活記録運動に関する主な先行研究（年表）を掲載し，注でも随所で先行研究に言及しており，目配りは周到なのだが，先行研究に対する著者の見解はほとんど示されていない。また，本書にとって重要な「生活を記録する会」に関する研究については，巻末資料に年表が付されているものの，本文での言及はわずかである。

前者の例として，著者は川村湊の『作文のなかの大日本帝国』（岩波書店，2000年）を引いて，生活記録運動は，「『サークル村』や『記録文学』の系譜と結びついていった，とまとめている」（177頁）と記して

済ましているが、それでいいのだろうか？ 谷川雁が従来のサークル・生活記録運動批判の観点に立って論じているのは明らかであり、川村のいう、上野英信、石牟礼道子らの「記録文学」は同時期の生活記録の主流とは多分に異質な面がある、と評者は理解している。なお、川村の生活綴方批判に関連して、著者は鈴木久子の詩を取り上げ、「戦時中、思想犯に尊敬にも似たまなざしを抱いていた」（135頁）という、鈴木の後年の証言を紹介している。軍国少年・少女が、一方で強い正義感や、軍国教師に対する反感、「非国民」と非難された人びとに共感を抱いていたことは、各種の記録・回想からも窺うことができる。鈴木は軍国少女ではなかったのだろうか？ その点には言及されていない。

後者の例としては、従来の社会教育史的研究では手薄だった、泊工場女性労働者の戦前の「女工」とは異なる世代的特徴と意識、職場秩序、生活環境などを明らかにした上でサークル運動を論じた三輪泰史の研究があり、三輪は著者の研究をふくむ主な先行研究に批判を加えているのだから、それに応答することが不可欠だろう。付言すれば、三輪が上野輝将『近江絹糸人権争議の研究——戦後民主主義と社会運動』（部落問題研究所、2009年）の書評（『日本史研究』2009年9月号所収）のなかで、「一九五〇年代日本社会を、新憲法意識が浸透・定着してゆく過程という側面だけで理解」するのは不十分であり、「他方ではそれと同居するかたちで、「民主主義は工場の門前で立ちすくむ」と表現されるような仕組みが、社会の中心部において形成されつつあった」と指摘していることも重要だと思う。

次に、著者は生活記録サークルに取り組んでいるのだから当然なのだろうが、書き合い・話し合うことへの共感があり、その意義（「自己形成」）が重視される。書くことに限らず、すべてのいとなみが「自己形成」「自己教育」なのであろうが、生活記録に限っても、書き手と書き方、「自己形成」のあり方はもっと多様だと思う。地域社会のなかで孤立している人、「底辺」（階

層的「底辺」とは限らない）において独り呻吟している人のなかに、傑出した記録や手紙や詩歌を書いている自立した「個人」がいることは、溝上泰子『日本の底辺——山陰農村婦人の生活』（未来社、1958年）や『岩手の保健』（岩手県国民健康保険団体連合会）の生活記録などからも見て取ることができる。たとえば、溝上が手紙を交換した笹本英子の残した川柳は鮮烈である。異質なものを突き合わせることで、問題の発見があるのだと思う。

その点を『母の歴史』について言えば、同書や壺井栄編『野の草のように——母の地図』（光文社、1955年）などにみられる、母親に対する同情と反発、そして「母を超えて」というパターンの文章に対しては、同時代に丸山静の批評や山代巴の作品がある。牧原憲夫はその点に注目している（『山代巴 模索の軌跡』（而立書房、2015年））。山代が書いているように、母親たちのぐちや嘆きや諦めの底にあるものに着目することこそが、本当の理解であろう。そもそも『母の歴史』は、そのサブタイトルである「日本の女の一生」をとらえられていたのだろうか？ また、娘時代に母親を「嫌悪」（158頁）したという「生活を記録する会」のメンバーは、自らが母親になってから、どのようにとらえ返したのだろうか。問うてみたいことは多い。

本書は、生活記録運動についての社会教育史的研究であるとともに、生活綴方的作風の作品である。生活記録運動をになった人びとに伴走して「内側から」その「実践」を描き出そうというのが著者の立場であり、その思いは十二分に伝わってくる。しかし、社会教育史的研究に自足することなく、他領域の研究・言及との相互批判をふくむ、積極的対話を切望する。同じようなテーマの研究相互の対話が乏しく、対話を回避する傾向さえ目立つのが、今日の「学問」の状況だと思われるからである。

きたがわ・けんぞう 早稲田大学教育・総合科学学術院教授。日本近現代史専攻。